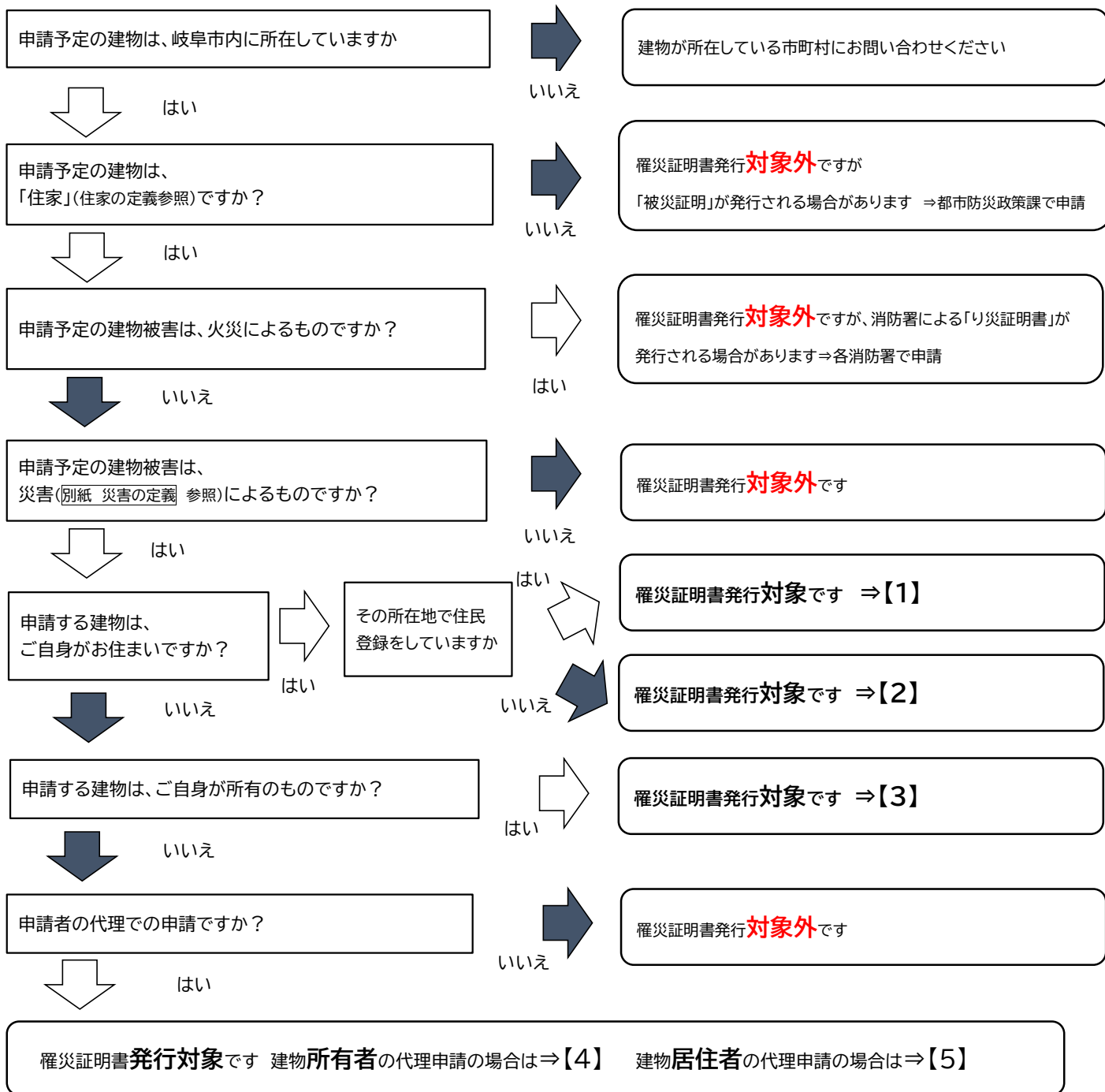


対象証明書・必要書類フロー 局地的な災害による場合



住家の定義：災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。

官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は**非住家**とします。

ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は**住家**とする。逆に、一見居住の用に供すると考えられる建物であっても、現に人が居住していない建物（空家・別荘等）は**住家とはみなされない**ため、証明の対象とはなりません。

店舗兼住宅については、**事業用の部分（店舗部分）は原則として住家に含まず**、その居住する部分（住宅部分）の被害についてのみ証明を行います。ただし、店舗部分の被害が、住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住家の被害として「罹災証明書」を交付します。

家財道具は、住家の内部にあったとしても証明の対象とはならない。また、ブロック塀や門柱、門扉などの外構、母屋から独立した物置・ガレージも証明の対象とはなりません。なお、**物置やガレージであっても母屋と一体になっているようなものであれば証明の対象**となります

●災害の定義

○災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り**その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

各災害の定義

災害	定義
暴風	平均風速 17m/s 以上（岐阜地方気象台の暴風警報の基準）あるいは瞬間最大風速 20m/s 以上（気象庁暴風の定義）
竜巻	積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻き
豪雨	1 時間に 80mm 以上の雨。 災害が発生するおそれのある雨
豪雪	著しい災害が発生した顕著な大雪現象
洪水	河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び、堤防等から河川敷の外側に水があふれること
崖崩れ	山の斜面や自然の急傾斜の崖、人工的な造成による斜面が突然崩れ落ちること
土石流	山腹や川底の石や土砂が集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
地震	地下の岩盤が周囲から押される、もしくは引っ張られることによって、ある面を境として岩盤が急激にずれる現象
地滑り	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象

その他：^{ひょう}雹などに関しては客観的な資料等で被害が確認できた時には発行できます。

雷による電気機器の被害については、損害の状況が外観からは判断できづらいことや、

故障の原因が落雷か否かについて、市では判断できないため発行できません。

○災害対策基本法施行令（昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号）

（政令で定める原因）

第 1 条 災害対策基本法（以下「法」という。）第 2 条第 1 号の政令で定める原因は、**放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故**とする。

【1】建物居住者で住民登録も被災住家にある方		確 認
(1) 罹災証明書交付申請書		☐
(2) 本人確認書類		☐

【2】建物居住者で住民登録が被災住家にない方(岐阜市に住民登録がない方も含む)		確 認
(1) 罹災証明書交付申請書		☐
(2) 居住実態がわかる書類(公共料金の請求書 等)		☐
(3) 本人確認書類		☐

【3】岐阜市内の建物所有者(賃貸人等)		確 認
(1) 罹災証明書交付申請書		☐
(2) 自己所有であることがわかる書類(登記簿、固定資産税課税明細書 等)		☐
(3) その建物に居住者が存在することがわかる書類 ・【賃貸物件等の場合】賃貸借契約書 等 ・【親族等が居住している場合】居住実態がわかる書類(公共料金の請求書 等)		☐
(4) 本人確認書類		☐

【4】岐阜市内の建物所有者(賃貸人等)の代理申請		確 認
(1) 罹災証明書交付申請書		☐
(2) 委任状		☐
(2) 自己所有であることがわかる書類(登記簿、固定資産税課税明細書 等)		☐
(3) その建物に居住者が存在することがわかる書類 ・【賃貸物件等の場合】賃貸借契約書 等 ・【親族等が居住している場合】居住実態がわかる書類(公共料金の請求書 等)		☐
(4) 本人確認書類(申請者、代理人双方)		☐

【5】岐阜市内の建物居住者の代理申請		確 認
(1) 罹災証明書交付申請書		☐
(2) 委任状		☐
(3) 居住実態がわかる書類(公共料金の請求書 等) ※岐阜市に住民登録がない あるいは 住民登録が被災住家と相違している場合		☐
(4) 本人確認書類(申請者、代理人双方)		☐

※自己判定方式での申請について

- ①被災者(申請者)自身が撮影した写真等から被災した建物の被害状況が確認可能
- ②被害の程度が『準半壊に至らない(一部損壊)』(家屋全体の損害割合が10%未満であることが確認可能)
- ③その判定結果に同意いただける

以上の場合は、自己判定方式により罹災証明書を交付することができます。

申請方法

- ・罹災証明書交付申請書「自己判定方式」欄にチェックを入れてください

以上のチェックリストの提出書類に追加して

①被害状況が確認できる写真等

ア. 建物の全景(周囲4面) イ. 表札等 ウ. 被害箇所全ての写真

②建物図面(平面図) ※図面がある場合は、被害箇所を記入してください。